

狭山市図書館システム更新事業 プロポーザル評価要領

1 趣 旨

この要領は、狭山市図書館システム更新事業プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）における審査方法を定め、選考を厳正かつ公平に行うことを目的とする。

2 審 査

2. 1 審査組織

審査は、狭山市図書館システム更新事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

審査委員会は、委員長、委員を以って組織し、委員長は生涯学習部長を以って充てる。

委員は以下の構成とする。

生涯学習部次長	1名
社会教育課	1名
情報政策課	1名
中央図書館	4名

2. 2 審査方法

一次審査は、提案書等の書類審査とし、財務状況による経営の安定性を評価した「経営評価点」、機能要件を点数で評価した「技術評価点」、これまでの業務実績を評価した「実績等評価点」、見積金額を点数で評価した「価格評価点」を算出する。

二次審査は、提案するシステムに関するプレゼンテーション・デモンストレーションの内容を採点する。

なお、一次審査にて上位3者を選出し、当該3者に対し二次審査を実施するものとする。

3 各評価点の配点および採点方法

3. 1 各評価の配点

各評価点の配点を次のとおりとし、評価点の合計は1,000点満点とする。

審査区分	評価区分	提案項目等	評価の視点	配点
一次審査	経営評価点	財務状況	経営の安定性	100点
	技術評価点	業務機能要件書の記載内容	システム機能の評価	150点
	実績等評価点	業務実績等	図書館システムの受託実績	100点
	価格評価点	見積金額	見積金額（構築費用、保守費用、ソフトウェア費用、ハードウェア費用の総額）※	150点
二次審査	プレゼンテーション及びデモンストレーション評価点	機能説明、提案システムについて	指定した項目に対しての提案内容、本業務に対する理解度、提案内容	500点

※データ移行に要する金額は評価の対象に含めない。

3. 2 経営評価点、技術評価点、実績等評価点の算出方法

以下に示す「審査委員会作業部会」が、合議により採点案を作成する。

採点案は、審査委員会の委員長及び委員全員の承認をもって最終的な評価点として決定する。

審査委員会作業部会	中央図書館長 中央図書館職員 7 名
-----------	-----------------------

3. 3 価格評価点の算出方法

「価格評価点」は、提案見積書に記載された費用をもとに算出する。

費用が予算限度額（消費税および地方消費税を含む）を上回った場合または見積金額が著しく妥当性を欠き、更新後に影響を及ぼす可能性があるとは判断される場合は、第一優先交渉権者および次点者として選定しない。

価格評価点の算出

$$\text{価格評価点} = 150 \text{ 点} \times (\text{最も見積金額が少ないものの額} / \text{当該提案者の見積金額})$$

3. 4 プレゼンテーション及びデモンストレーション評価点の算出方法

審査委員会が評価を実施し、採点を行う。

4 第一優先交渉権者の決定方法

4. 1 第一優先交渉権者と次点者の選定

評価点の合計得点（一次審査評価点および二次審査評価点の合計得点）の最も高い者を第一優先交渉権者として選定し、随意契約により賃貸借契約を締結するために価格等の協議を行うものとする。

なお、得点第2位の者を次点者とし、第一優先交渉権者との協議において合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。

また、優先交渉権者として選定された場合でも、提案に虚偽の記載または重大な誤りがあった場合は決定を取り消すことがある。

4. 2 同点の場合

同点により第一優先交渉権者および次点者を選定できない場合は、審査委員会における再度の合議および議決によって決定する。

4. 3 参加事業者が1者である場合

参加事業者が1者である場合は、総合点が60%以上であれば、候補者として選定する。